

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により建築及び土木工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

観光・産業部	産業政策課
いきいき健幸部	スポーツ推進課
建設部	都市整備課、施設整備課
防災局	防災危機管理課

令和6年3月29日

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 小野 正明

同 藤野 博

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する財務監査

2 監査の対象

(1) 建築工事

- ア 内竈防災備蓄倉庫新築工事 (防災危機管理課、施設整備課)
- イ 旧浜脇中学校屋内運動場外改修工事 (産業政策課、施設整備課)
- ウ 別府市総合体育館アリーナ天井外改修工事 (スポーツ推進課、施設整備課)

(2) 土木工事

- ア 令和5年度 共通 南原下馬松線道路改良工事 (都市整備課)
- イ 令和5年度 別府駅前原線舗装改修工事 (都市整備課)
- ウ 朝見18号線(乙原橋)外2橋橋梁補修工事 (都市整備課)

3 監査の着眼点

工事に係る財務事務及び計画、設計、施工、監理等技術面における事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

- (1) 監査専門委員による設計図書の審査
- (2) 監査委員及び監査専門委員による担当課からの事業概要、執行状況等に関する説明聴取及び質疑応答
- (3) 監査委員及び監査専門委員による工事施工場所における実地監査

なお、監査を実施した委員は次のとおりである。

別府市監査委員	大 呂 紗智子
同	小 野 正 明
同	藤 野 博
別府市監査専門委員	黒 木 正 幸 (建築工事)
同	一 宮 一 夫 (土木工事)

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、4 F-1 会議室、4 F-2 会議室、各工事実施場所等
- (2) 実施日程 令和5年11月6日から令和6年3月29日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正な事務執行がなされていると認められた。

なお、個別の結果については次のとおりである。

(1) 建築工事

ア 内竈防災備蓄倉庫新築工事（防災危機管理課、施設整備課）

大規模災害時に食糧などの物資を避難所へ速やかに輸送するため、災害の発生場所の想定や道路等の寸断などを考慮に入れ、市内の3か所に分散した備蓄倉庫の整備が進められた。本施設はその一つである。工事は予定通り完了し記録も整理されており、適正な工事が実施されたと判断する。

本工事では設計荷重を通常の1.25倍に割り増し、防災上の重要施設として安全性を確保している点は高く評価できる。一方、本施設は主要道路に面しておらず、民家が建ち並ぶ道路を経由して主要道路につながっている。施設の維持管理にあたり、この経路が災害発生時にふさがれることが懸念される状況へ変化していないかについても評価を行われたい。

イ 旧浜脇中学校屋内運動場外改修工事（産業政策課、施設整備課）

旧浜脇中学校は人口動向に応じた学校規模の適正化に伴い令和3年3月に閉校した。残された施設の有効利用のため、昨年度に南側普通教室棟や西側普通教室棟等の解体、屋内運動場の屋根鋼板の塗装改修、管理教室棟の屋上防水層の改修が行われた。これに引き続き、本工事では屋内運動場における床および陸屋根部分の防水層の改修、グラウンドにおけるフェンスやバックネットの設置が行われている。グラウンドのバックネットの設置を残し、工事は予定通り完了し記録も整理されており、適正な工事が実施されたと判断する。

屋内運動場はスポーツ施設として一般開放が決定している。一方、管理教室棟は産業振興及び地域振興施設としての整備計画を市民の意見を取入れて策定する予定となっている。今後の人口動向や周辺施設の機能を見据え、整備面積を調整することについても検討が望まれる。

ウ 別府市総合体育館アリーナ天井外改修工事（スポーツ推進課、施設整備課）

本施設は市民の健康増進および競技力の向上の場を提供するとともにスポーツ観光に寄与することを目的に設置され20年が経過しようとしている。本工事では、基準を満たしていない特定天井と老朽化した床の改修等が行われている。これまでのところ、既設の天井材や床材の撤去作業に際して振動や騒音等に関する苦情もなく予定通りに工事が進められており、工事は適正に実施されていると判断する。

工期は令和5年10月3日～令和7年3月14日であり、約1年を残している。引き続き、工事完了まで工期・品質・安全について工事管理を徹底されたい。

(2) 土木工事

ア 令和5年度 共通 南原下馬松線道路改良工事（都市整備課）

本工事の事業目的は、「本工事箇所は、緑丘小学校の通学路となっており、児童をはじめ、だれもが安全・安心に通行できる道路環境を整備するものである。」とされている。

まず、本工事の工期は令和5年8月21日から令和6年1月31日までで、すでに工事は完了していることが説明された。工事に関連する資料も十分に整っていた。

現地は学校に近接しており、登下校時の児童の集中にも十分に対応できる歩道幅員を有していること、歩車道境界ブロックならびに路側防護柵も適切に配置されていることを現地視察で確認した。

イ 令和5年度 別府駅前原線舗装改修工事（都市整備課）

本工事の事業目的は、「本工事箇所は、車道舗装面の損傷が激しく、舗装材料の飛散や轍掘れが多く確認され、車両の通行に支障をきたしている。よって、舗装を改修することにより車両が安全に通行できる道路環境を整備し、交通の安全を図る。」とされている。

現地視察の結果、排水性舗装の特徴である走行音も抑制されており、雨水の排水性も所要の性能を有しているものと推察された。なお、工事に関連する資料も十分に整っていた。

ウ 朝見18号線（乙原橋）外2橋橋梁補修工事（都市整備課）

本工事の事業目的は、「本工事は、別府市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、劣化、損傷している橋梁の補修を実施し、橋梁の長寿命化及び維持管理コストの縮減を図るものである。」とされている。工事に関連する資料も十分に整っていた。

現地視察では、生活道路のため通行制限ができない条件での施工上の様々な工夫をされたことが説明された。また、劣化状況を判断するための各種の材料分析試験も適切に行われていることを確認した。